

阿波のヤングマイスター認定事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、徳島県内の優秀な若年技能者を阿波のヤングマイスター（以下「マイスター」という。）として認定することにより、若年技能者の技能水準の向上に対する意欲を喚起するとともに、技能尊重の気運を広く浸透させ、技能者の地位向上と技術の継承、技能振興活動を促進することを目的とする。

(技能振興活動)

第2条 技能振興活動とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 各種技能振興事業の場における技能の実演等の活動
- (2) 県内の各小中学校等における技能の指導等の活動
- (3) その他若年世代に対する技能の啓発に寄与する活動

(認定基準)

第3条 知事は、次の各号のすべてに該当する者の中から、マイスターを認定する。

- (1) 技能検定1級または単一等級以上に合格した者
- (2) 県内に居住、または県内に勤務している者
- (3) 当該年度の4月1日現在で年齢が35歳未満の者
- (4) 前条に規定する技能振興活動に参加が可能である者

(認定の方法)

第4条 マイスターの認定を受けようとする者は、雇用主、市町村長及び関係団体等の長のいずれかから推薦されることを要するものとする。

2 推薦者は、推薦書（様式第1号）を添付書類を添えて提出するものとする。

3 知事は、認定するに当たっては、これを公正かつ適切に行うため、マイスター認定に係る阿波のヤングマイスター認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置し、その意見を聴くものとする。

4 知事はマイスターとして認定した者に認定証を交付するものとする。

5 認定審査会の組織及び運営については、別に定める。

(認定期間)

第5条 マイスターの認定期間はマイスターの年齢が35歳に達した年度末までとする。

(認定の取り消し)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マイスターの認定を取り消すことができる。

(1) マイスター認定者から「阿波のヤングマイスター認定辞退届」(様式第2号)が提出され、受理された場合

(2) マイスター認定者が適格性を欠いたと認められる場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。